

議案第39号

里庄町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部改正について

里庄町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成26年6月10日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

指定訪問看護を受けた方の窓口負担の軽減を図るため、平成26年10月1日以降の指定訪問看護に係る医療費を原則として指定訪問看護事業者に直接支給する改正等所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例

里庄町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例（昭和52年里庄町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「、同法第17条に規定する配偶者と死別した男子で現に婚姻していないもの及び母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第25条各号に掲げる者」を「又は同条第2項に規定する配偶者のない男子」に改める。

第4条第2項中「あたって」を「当たって」に改め、「限る。」の次に「以下この項及び第9条ただし書において同じ。」を加える。

第6条第4項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第8条を次のように改める。

（給付の終期）

第8条 受給資格者に給付する医療費の対象となる療養の終期は、受給資格を喪失した日の前日とする。

第9条中「若しくは診療所又は薬局」を「、診療所、薬局又は指定訪問看護事業者」に改め、同条ただし書中「高齢者医療確保法以外の」を削る。

第10条第3項中「差止められた」を「差し止められた」に改める。

第14条中「町」を「町長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に受けた医療保険各法の規定による訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給の対象となる療養に係る医療費の給付方法については、なお従前の例による。